

(入 札 の 公 告)

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 7 年 11 月 5 日

羅臼町長 湊 屋 稔

1 入札に付する事項

- (1) 番 号 物件第 6 号
- (2) 物 件 名 海洋観測機器購入
- (3) 仕 様 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 入札方法 郵送入札
- (5) 納品場所 羅臼町栄町 100 番地 83 羅臼町役場
- (6) 納入期限 令和 8 年 1 月 30 日まで
- (7) 業務概要 入札説明書による

2 入札方式

制限付き一般競争入札

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 暴力団関係事業者等であることにより、町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (2) 北海道内に主たる営業所（支店を含む）を有する者であること。
- (3) 過去 10 年間に、本物件と類似する物件の納品実績を有すること。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (7) 入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限の最終日から開札日までの期間に、羅臼町の競争入札参加資格事務処理要綱の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

4 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和 7 年 11 月 5 日（水）から令和 7 年 11 月 14 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎

日午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出場所 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83 羅臼町役場 産業創生課

(3) 提出方法 持参又は郵送とし、ファクシミリによるものは受け付けない。

※郵送については、締切当日の消印のあるものまでを有効とする。ただし、11月17日（月）時点において未着の場合はいかなる場合も不参加として取り扱う。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和7年11月21日（金）までに通知する。

6 契約条項を示す場所

北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83 羅臼町役場 産業創生課

7 入札執行の場所及び日時

(1) 提出期限 令和7年12月3日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出先 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83 羅臼町役場 産業創生課

(3) 開札日時 令和7年12月4日（木）15時30分

(4) その他 開札の立会い者は、別途通知する。

8 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除は、政令第167条の7及び財務規則第53条の2の定めるところによる。

9 契約保証金

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の免除は、政令第167条の16及び財務規則第67条の2の定めるところによる。

10 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和7年11月5日（水）から令和7年11月14日（金）まで。

(2) 交付方法

インターネット交付（羅臼町ホームページ：<http://www.rausu-town.jp/>）とし、送付又はファクシミリでは行なわない。

11 落札者の決定方法

最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

13 契約書作成の要否 必要とする。

なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、羅臼町議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、羅臼町議会の議決を得たときは本契約を締結する。

14 その他

(1) 入札の執行回数は、原則 2 回までとする。

(2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 55 条の 2 各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 羅臼町産業創生課（電話番号 0153-87-2128）

イ 所在地 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

(5) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(6) 詳細は、入札説明書による。